|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **会　議　録** | | |
| 会議名 | | 平成27年度　大阪府農業振興地域整備審議会 |
| 日時 | | 平成28年３月23日（水）10：00～11：58 |
| 場所 | | 大阪府咲洲庁舎18階会議室 |
| 出席委員  （10名） | | 増田委員（会長）、池上委員、奥野委員、菊井委員、小林委員、  佐竹委員、田中委員、中村委員、松本委員、若林委員 |
| **内　容** | | |
| 10：00  司会  (農政室整備課  木島課長補佐) | 定刻となりましたので、ただいまから平成27年度大阪府農業振興地域整備審議会を開催いたします。なお、田中委員におかれましては、少々遅れるとの連絡をいただいております。  本審議会は「大阪府情報公開条例」の規定に基づき、公開としておりますが、本日一般及び報道関係者の傍聴はございませんのでご報告いたします。  私、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産部農政室整備課の木島でございます。よろしくお願いいたします。  委員の先生方におかれましては、年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。それでは早速ですが、本日の審議会開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部農政室長の南部からご挨拶申し上げます。 | |
| 南部農政室長 | 平成27年度大阪府農業振興地域整備審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。各委員におかれては、年度末のお忙しい中、ご出席いただきまことにありがとうございます。また、日ごろより諸般にわたりご指導、ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。  平成20年４月に、大阪府では「都市農業・農空間条例」を制定しました。それからはや８年が経過しました。また、平成24年３月に「おおさか農政アクションプラン」を策定し、目標年度を５年後の平成28年度としており、節目の時期となっています。また、国の情勢としては、昨年４月に「都市農業振興基本法」が制定され、それを受けて「都市農業振興基本計画」が策定され、今後、具体的な国の施策が示される予定ですが、府としてもそれと連動し、大阪府の都市農業の振興をしっかり進めて行くつもりです。  また、国が進めている農地中間管理事業でございますが、なかなか成果が上がっていないという批判もございますが、府においては、年間約23ヘクタールの農地の貸借を進めており、今後においても、積極的に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、各委員におかれましては、ご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。  本日は、議題として「農業振興地域の変更」と「農業振興地域整備基本方針の変更に向けての考え方」の２つをご準備しております。そのあと、都市農業振興基本法に関する情報と状況についての話題提供を予定しております。限られた時間の中ですが、各委員の忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。  以上、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。 | |
| 司会 | 続きまして、本日ご出席の委員の先生方のご紹介をさせていただきます。お配りしている資料に名簿がございますのでご覧下さい。  【出席委員紹介】  なお、大阪府農業経営者会議会長の「松下委員」、大阪府農業会議会長の「中谷委員」におかれましては、本日所用のため欠席でございます。  本日、現時点で委員12名中10名の出席がございますので、審議会規則第５条第２項の規定に基づき、会議が成立しましたことをご報告いたします。 | |
| 司会 | それでは、新たにご就任いただいた委員もおられますので、議事に入ります前に、本審議会の概要についてご説明申し上げます。スクリーンをご覧下さい。  本審議会は、大阪府附属機関条例により知事の附属機関に位置付けられています。担任する事務といたしましては、農振法に基づく重要事項の調査審議等となっております。  それでは、議事の進行を会長にお渡しいたします。増田会長、よろしくお願いいたします。 | |
| 10：07  増田会長 | みなさん、おはようございます。  先ほど司会からの説明にもありましたように、本審議会の担任事務は農振法に基づく重要事項の調査審議等となっています。  本日は、主要な議題として２題用意されておりますが、そのあと話題提供としまして、アクションプランの改定時期を迎えていることや都市農業振興基本法が制定され、基本計画が策定される中で、都市農業をどう考えていったらいいのか、など、意見交換をしていただく時間をいただけるとのことですので、よろしくお願いします。  それでは早速議事に入ります。第１号議案の「大阪府農業振興地域の変更」について、事務局の説明を求めます。 | |
| 10：10  事務局 | それではスクリーンをご覧下さい。  それでは説明させていただきます。主にこのスクリーンで説明させていただきますので、お手元の資料については、参考程度にご覧いただければ結構です。  まず、第１号議案の説明の前に、農業振興地域制度について少し触れさせていただきます。  農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法より定められており、限られた資源である農地のうち、特に生産性の高い優良農地の持続的な確保と有効利用を進めることにより、国土の健全な利用に寄与することを目的としています。  まず最上位に、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」があり、その指針に基づき都道府県が定める「農業振興地域整備基本方針」があります。そして市町村が定める「農業振興地域整備計画」があるという構成になっています。それぞれの内容につきましては、第２号議案の説明の際に、改めてご説明申し上げます。  大阪府内における農業振興地域の現状ですが、総合的に農業の振興を図るべき地域として、43市町村のうち、21市町村で農業振興地域の指定をしています。指定面積は、約３万２千ヘクタールあり、これは大阪府の全面積の約17パーセントにあたります。  農業振興地域の指定を受けた各市町村は、10ヘクタール以上のまとまりのある農地を農用地区域として指定します。府内における農用地区域指定農地の面積は、平成26年時点で4,651ヘクタールとなっており、農業振興地域内では、約半分の農地が農用地区指定されているという現状です。  それでは本日の第１号議案、「大阪府農業振興地域の変更」についてご説明申し上げます。  農振法第６条に、「市街化区域は農振地域に指定してはならない」とあり、今回の案件は、５件とも市街化区域への編入に伴う農振地域の解除の案件です。内訳は「茨木市」「河内長野市」「河南町２件」「泉佐野市」となっています。  まず茨木市新堂二丁目地区です。茨木市南東部の高槻市に程近い場所で、周囲は都市化が進んだ地域です。農振地域の解除面積は2ヘクタールですが、そのほとんどが既に住宅地として利用されており、農地面積は約1,000平方メートルとなっています。隣接する市街地との一体的な土地利用が見込まれるため、今後農業の振興を図ることが困難であるということから、農振地域解除を行うものです。  次に河内長野市小山田町地区です。河内長野市の北部に位置し、南には市街地が広がっています。市街化区域と市街化調整区域の境界にある市道が改修されることに伴い、その境界が変更となることから、400平方メートルを農振地域に編入し、600平方メートルを解除するものです。現況に農地は含まれておりません。  次に河南町一須賀地区です。河南町の北部に位置し、東に広がる市街化区域との境界部分の一筆の解除です。農振の解除面積は2,500平方メートルで、町の給食センターとして利用されていた土地で、現在は廃止されています。現況に農地は含まれていません。住宅開発の計画があり、隣接する市街地との一体的な土地利用が見込まれるため、今後農業の振興を図ることが困難であるということから、農振地域解除を行うものです。  次に同じく河南町の東山地区です。河南町の北部に位置し、太子町に程近い場所で、周囲は全て市街化区域となっています。農振の解除面積は6．9ヘクタールとなっており、そのほとんどが、北東側に隣接する大阪芸術大学のグランドとして既に利用されています。航空写真は少々古いため、多くの農地が残っているように見えますが、現況農地面積は、3,000平方メートルとなっています。これが現在の状況です。残存している農地部分についても、住宅の開発が予定されていることから、今後農業の振興を図ることが困難であるということで、農振地域解除を行うものです。  最後に泉佐野市中庄・上瓦屋地区です。ＪＲ阪和線熊取駅の海側すぐの場所で、ため池と農地、雑種地等が混在している地区です。駅側に隣接する熊取町域は市街化区域であり、その部分と一体的な土地利用を図ることが、活性化につながるとの市の考えから、農振地域の解除を行うものです。解除面積は9ヘクタールで、そのうち農地は3．6ヘクタール含まれています。住宅開発と商用施設建設の計画があることから、今後農業の振興を図ることが困難な地域として、農振地域解除を行うものです。  以上、５地区で約18ヘクタールの農振地域の解除となります。今後、大阪府公報で告示を行い、変更が確定する予定です。  以上で説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いします。 | |
| 増田会長 | ただいま事務局から説明のありました農業振興地域の変更については、手続き上必要な変更であるとのことですので、審議というよりは、本審議会の承認を求めるという趣旨であるかと思います。  各委員、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。  特にご意見等はないようですので、本審議会として、この変更案を承認するかどうかをお諮りしたいと思います。  承認することとしてよろしいでしょうか。  （「異議なし」の声）  「異議なし」の声がございましたので、本審議会としては、大阪府農業振興地域の変更について承認するものとして、大阪府に答申することといたします。 | |
| 10：22  増田会長 | 続きまして、第２号議案の「大阪府農業振興地域整備基本方針の変更に向けての考え方」について、事務局の説明を求めます。 | |
| 事務局 | 第２号議案、「大阪府農業振興地域整備基本方針」の変更に向けての考え方についてご説明申し上げます。  農振法第５条に、「国基本指針の変更があったときは府基本方針を変更するものとする」とあります。昨年末、国が基本指針の変更を行ったことから、それに基づき、府基本方針を変更するものです。  国基本指針の概要についてご説明申し上げます。  今回の変更の最も大きな点としては、国としてはじめて、農用地確保の目標面積を減として設定したことです。食料自給率向上のためには、農用地面積を増加させる必要があるという考えのもと、国は従来から目標値をプラス設定してきたわけですが、近年における荒廃農地の発生の加速化等により、実際の面積と目標面積の乖離が著しいということと、既存農用地をより持続的かつ効率的に利用することが最も重要であるとの考え方の転換により、平成37年の目標面積を２万ヘクタール減の403万ヘクタールと設定したものです。  そのための最も重要な施策として、農地中間管理機構による担い手への利用集積が挙げられています。主力農業者の耕作面積を拡大することが生産量の増と荒廃農地化の抑制になるとの考えです。  国の指針には、都道府県における農用地面積の目標設定の基準について触れられており、後ほどご説明する府内農用地の目標面積の設定については、この基準に基づいています。  農業振興地域の指定基準やその他項目については、平成22年の基本指針と大きく変更はありません。  お配りしている資料の最後に、参考として国基本指針の全文を添付しておりますので、参考になさってください。  以上の国の基本指針に基づき、大阪府は平成37年を目標年とした基本方針を策定するわけですが、府基本方針の構成について、簡単にご説明申し上げます。  第１から第９までで構成されており、まず第１に、府内における農用地の確保目標面積について定めています。第２に、農業振興地域の指定について定めており、以下、第３から第９までに、生産基盤整備の計画、農用地の保全計画、経営規模の拡大、担い手の確保・育成など、今後の農業振興に向けた府の取り組みの方向性について広く定めています。  今回の府基本方針の変更に向けての考え方としては、平成20年に制定した「都市農業・農空間条例」にある、担い手の育成確保のための「大阪版認定農業者制度」と５ヘクタール以上の優良農地について定めた「農空間保全地域制度」、この２つの大阪府独自の制度を有効かつ積極的に活用するとともに、国の再重要施策でもある農地中間管理機構制度に関する具体的な方針について、大阪府が平成26年に定めた、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」による利用集積目標との整合を図ることにより、持続的かつ効率的な大阪農業の実現と農空間の保全・活用をめざすという考え方に基づき、関係機関と協議の上で、基本方針全文の見直しを進めてまいります。  次に、基本方針の第１にある、府内における農用地の確保目標面積についてご説明申し上げます。別紙図面として、一枚図面をお配りしていますので、ご参照下さい。  まず、近年の農用地面積の減少傾向について調査したところ、転用目的による農用地除外の面積は微々たるもので、農地の荒廃化、いわゆる遊休化による耕作地の減少が大きなウェイトを占めていることが判明しました。  仮にこの傾向が今後も継続し、かつ何も施策を講じないとすると、府内の農用地面積は、平成37年には約2．5パーセントに当たる114ヘクタールが減少し、４,４９４ヘクタールになると推定されます。  それに、施策効果による増加面積を推定し、目標面積に反映させました。  農地中間管理事業の実施により、担い手への利用集積が進み、荒廃農地の発生抑制と再生につながり、さらに効率的な基盤整備事業の実施により増加が見込まれる面積を、農業振興地域内の農用地区域で８６ヘクタール、隣接する農振白地部分の農用地区域への追加編入を１ヘクタールと推定しました。  また、農振地域外であっても、農空間保全区域を中心に、基盤整備事業の導入を推進することにより、農業振興地域の新規指定、さらには集団農地の農用地区域の新規指定を２０ヘクタールと見込んでいます。  以上より、平成37年の農用地区域内の農地の確保目標面積を、平成26年から７ヘクタール減の４,６０１ヘクタールと設定しました。減少割合は0．2パーセントとなっており、国の目標値である0．5パーセントよりもわずかですが上回っております。お配りした一枚ものの図面は、これらの考え方を模式的に示ししたものですので、参考として下さい。  今後、この面積目標を盛り込んだ形で、府基本方針の変更作業を進めていく予定ですが、全体構成がまとまった段階で、本審議会に再度お諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。  以上で第２号議案「大阪府農業振興地域整備基本方針の変更に向けての考え方ついて」の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。 | |
| 増田会長 | ただいま事務局から説明について、各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思います。 | |
| 佐竹委員 | この基本方針には、農業者の意見が盛り込まれているのでしょうか。農業者の意見を吸い上げることにより、目標を達成しようという責任感も生まれると思います。 | |
| 事務局 | 農業者の意見を反映させるというのは、非常に重要なことだと思います。今後、出先事務所や市町村の意見を聞きながら、変更作業を進めて行く中で、積極的に各地域で活躍されている農業者の意見を盛り込んで行くよう務めて参ります。 | |
| 佐竹委員 | 農業者の理解がないと目標の達成は難しいと思います。ぜひ農業者の声を反映させてほしいと思いますので、よろしくお願いします。 | |
| 増田会長 | 他に意見等ございますか。 | |
| 松本委員 | 私の村の農地は９割が棚田で、農業者が高齢化によりどんどん離農している状況です。中間管理機構にお願いしても、１枚の面積が狭いのでなかなか借り手が見つからない。解決策も見つからない現状です。今後府の意見をいただきながら、対策を考えていきたいと考えています。 | |
| 増田会長 | 利用集積といっても、小規模な棚田などではなかなか進まないという現状があるとのことです。基盤整備をしたあとの広がりがある農地とは条件が違うので、対策に苦慮されているとのことですが、事務局として何かありますでしょうか。 | |
| 事務局 | 棚田などにおける担い手の確保の問題については、課題としてあるのが現状で、企業の目は、できるだけ耕作の効率が良い農地へ向いてしまいます。大阪府では、棚田景観を守るため、ボランティアの手を借りたり、啓発活動を行ったりして保全活動を行っています。そのような地元に根付いた活動を継続することにが、景観保全や担い手確保につながるものと考えています。 | |
| 増田会長 | あとの意見交換の際も出てくるかもしれませんが、棚田をはじめとする１枚あたりの面積が狭い農地の保全と担い手確保をどうするかというのが大きな課題であると思います。  他に意見ございますか。 | |
| 菊井委員 | 目標面積の設定方針について説明がありましたが、荒廃農地の発生抑制ということをターゲットにしているのは、適切であると思います。府内のＪＡグループとしても、荒廃農地対策については一体として取り組まなければならないと認識を新たにしているところです。即効性はないかもしれませんが、府として最重要課題として取り組むというのは評価できると思います。 | |
| 増田会長 | ありがとうございます。他にご意見ございますか。 | |
| 田中委員 | 荒廃農地の発生抑制を施策として取り組むとのことですが。具体的にどのようなことを考えておられるのでしょうか。 | |
| 増田会長 | いかがでしょうか。発生抑制面積を86ヘクタールとしておられますが、具体的施策の展開はどのように考えているかとのご質問ですが。 | |
| 事務局 | 大阪府では、平成20年に制定した都市農業・農空間条例において、担い手の育成、農空間の保全を目標として各施策に取り組んでいるところですが、遊休農地対策を含めた今後の農空間の保全・活用方針については、後ほどお時間をいただく都市農業振興基本法関連の説明の際に、改めてご説明させていただく予定にしておりますので、よろしくお願いします。 | |
| 田中委員 | 担い手の確保という目標を掲げられていますが、農業を引き継いでいこうとする人は非常に少ないという現状があると思います。ＪＡをはじめとする各農業団体の方と意見を交わす機会も多くありますが、やはり農業雇用を確保するためには、何か新しいことが必要であると考えます。  八尾市でも各種事業に取り組んでいますが、その中で農業に魅力を感じていただくことが必要であると思います。特に荒廃農地対策については、課題も多いと思いますが、雇用と農地を守るという一挙両得となるような施策に取り組んでいただきたいと思います。  大阪府の厳しい財政状況のなかで、農空間を守るという施策に重点的に財源を投下するというのは難しいと思いますが、そういった状況であるからこそ、何か新しいことが必要であると思います。 | |
| 南部農政室長 | 委員おっしゃられるとおり、厳しい財政状況のなかで、どのように課題に取り組むのかということが重要であるということは私どもも同じ思いです。  大阪府では、来年度の最重要課題として、担い手の確保ということを掲げています。新規就農者の経営の安定化を促進するため、ＪＡグループと連携し、「大阪アグリアカデミア事業」を実施する予定です。やる気のある若手農業者を対象に、経営力アップのための支援を行う事業です。  一方、農業経営の法人化支援として、中小企業診断士等の専門からマンツーマンで指導を受けることができる事業も立ち上げる予定です。  そういった取り組みが担い手育成につながり、担い手への利用集積と合わせて荒廃農地の発生抑制につながると考えております。 | |
| 増田会長 | 他に意見等ございますか。 | |
| 佐竹委員 | ひと昔前は、各府民センターに農業改良普及所があり、普及員の方が積極的に農業者の意見を聞いてくれたものです。地域農業は普及員のご尽力によって、支えられてきたと思っています。人的支援は財源がなくてもできます。普及員の方々におかれては、今まで以上にがんばっていただきたい。  また、農業と他産業との収入の格差も担い手不足の原因であると思います。それを少しでも改善することが必要です。 | |
| 南部農政室長 | 現在、府内にある４つの農と緑の総合事務所に農の普及課を設置しています。昔と比べますと人員が削減されているという現状もありますが、顔が見える行政というポリシーをもって、業務にまい進するよう指導してまいりますので、引き続きよろしくお願いします。  また、大阪府の特色として、生産地と消費地が近いというメリットがあり、農産物直売所がにぎわっているという現状があります。中には、年間１千万円を超える売り上げがある農家もおられ、これは顔の見える農業の証であると考えます。余った野菜を気軽に販売できるような場としての活用もありますので、今後においても直売所への支援によって、徐々にでも所得格差を是正できればと考えております | |
| 増田会長 | 高齢化により認定農業者を更新しないという方もおられるとのことで、世襲型の農業では限界があるのかなという気がします。新しい農業経営や就農の形態への転換については、行政から情報を発信していく必要があります。近くに大消費地があるという現状を踏まえ、進めていってほしいと思います。 | |
| 小林委員 | 荒廃農地の発生要因としては、どのようなものがあるのでしょうか。やはり不在地主の問題が多いのでしょうか。 | |
| 事務局 | 農地を相続したものの、遠隔地に居住しているために耕作ができないといった不在地主の問題が多くあります。また、地元の方に管理を依頼しているのにもかかわらず、依頼された方自身が高齢化により、管理が行き届かないといったこともあるようです。 | |
| 増田会長 | 私からひとつお聞きしたいのですが、先ほど説明のあったアグリアカデミア事業は、全くの新規就農の方のみを対象としているのか、農業収入の向上をめざす既存農家等も対象としているのか、お聞かせいただきたい。 | |
| 南部農政室長 | 基本的には新規就農者を対象としていますが、既存農家等についても柔軟に対応、支援してきたいと考えています。 | |
| 増田会長 | それでは、各委員からのご意見をまとめさせて頂きます。  農業経営上の課題、担い手育成上の課題等はありますが、必要な財源を投入するなどして、課題解決に取り組むことが、荒廃農地の発生抑制につながるということは、各委員の総意であると思います。  それでは、第２号議案については、大阪府から示された案で了承ということでよろしいでしょうか  （「異議なし」の声）  ありがとうございます。それでは、本審議会としましては、原案のとおり了承するということで大阪府に答申したいと思います。 | |
| 10：55  増田会長 | 本日の審議案件については以上ですが、この場を利用して、事務局から話題提供があるとのことですので、よろしくお願いします。 | |
|  | 【都市農業振興基本法に関する説明、各委員からの質問、発言等の意見交換】※省略 | |
| 増田会長 | ご意見ありがとうございます。それでは事務局にお返しします。 | |
| 11：50  南部農政室長 | 貴重なご意見ありがとうございました。平成28年度は、いただいたご意見を参考に地方計画、新農政アクションプランの策定検討を進めたいと考えております。  本案件は本審議会の本来事務と深くかかわることでもあることから、今後も引き続き、本審議会のご意見をいただきたいと考えております。  つきましては、より専門的な分野で、テーマも多岐にわたることから、本審議会に検討する場として部会を設け、議論を深めたうえで本審議会にお諮りしたいと考えておりますがいかがでしょうか。 | |
| 増田会長 | ただいまの事務局からの提案は、本審議会に部会を設置し、その部会で議論を深めたうえで本審議会に諮りたいとのことですが、いかがでしょうか。  （「異議なし」の声）  ありがとうございます。それでは、みなさんのご了解をいただいたので、今後そのように進めていただきたいと思います。  それでは事務局にお返しします。 | |
| 司会 | 長時間にわたるご審議ありがとうございました。  本日の審議会の内容につきましては、「大阪府情報公開条例」の規定に基づく「会議の公開に関する指針」により、ホームページで公開させていただく予定にしております。  それでは、閉会にあたり、農政室整備課長の高橋から一言ご挨拶を申し上げます。 | |
| 高橋整備課長 | 各委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中にもかかわらず、貴重なお時間を頂戴するとともに、活発なご審議と貴重なご意見をいただき、改めて感謝申し上げます。  来年度は、「おおさか農政アクションプラン」の見直しをはじめ、大阪府の農業政策の進むべき方向性を見定める上で、重要な検討案件が数多くございます。本日のご審議いただいた内容を踏まえ、今後の施策推進につなげていきたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。  以上、簡単ではございますがお礼とご挨拶とさせていただきます。 | |
| 司会 | 本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。  なお、配付資料とは別に出席確認票をお配りしております。事務手続きに必要ですので、出席者氏名欄にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。後ほど事務局で回収させていただきます。  また、マイナンバーの通知書等をお預かりしている委員につきましては、お帰りの際、事務局からお返しします。大変お手数をおかけし、申し訳ありませんでした。  本日はどうもありがとうございました。  （11：58終了） | |